

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
第六十五条の九の八		経営情報	
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)		8. 経営情報	
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報		事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	
		法人番号	
		会計年度	
		決算月	
		会計期間	
		法人等の採用している会計基準	
		消費税の経理方式	
		サービスの種類	
ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容		事業所又は施設の収益及び費用の内容	
		会計の区分状況	
		会計期間	
		障害福祉サービス等事業収益	
		障害福祉サービス等事業費用	
		事業外収益	
		事業外費用	
		特別収益	
		特別費用	
		法人税、住民税及び事業税負担額	
		複数の障害福祉サービス事業の有無	
		障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他)	
		医療における事業収入	
		医療における延べ在院者数	
		医療における外来患者数	
		介護サービスにおける事業収益	
		介護サービスにおける延べ利用者数	
		就労支援事業・授産事業収益	
		措置費収益	
		その他の事業における収益	
ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項		職種別の職員数・職員給与の状況	
		入力単位	
		常勤・非常勤ごとの把握状況	
		職種別の常勤職員の人数	
		職種別の常勤職員の給与	
		職種別の非常勤職員の人数	
		職種別の非常勤職員の給与	
二 その他必要な事項			